

## 随意契約結果書

工事名	百里(7)施設最適化整備工事(技術協力業務対象工事)	工事場所	茨城県小美玉市	種別	建築一式	工期	8.2.26～ 11.3.31	工事概要	(1) #140(5号隊舎)改修 構造: 鉄筋コンクリート造 4階建て 規模: 建物延べ面積 約3,640 m <sup>2</sup> (2) 仮設建物(5号隊舎)新設 構造: 鉄骨造 2階建て 規模: 建物延べ面積 約3,910 m <sup>2</sup> (3) 作業所ほか2棟解体 構造: 鉄筋コンクリート造 平屋建て 規模: 建物延べ面積 約230 m <sup>2</sup> その他、建物附帯土木工事ほか	
契約の相手方	名称等	百里(6)施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事前 田・株木・東洋・常総・秋山最適化事業建設共同企業体				法人番号				
	住所	埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目75番地1								
契約金額	¥	2,917,200,000 (税込)			(¥	2,652,000,000 (税抜))				
予定価格	¥	2,917,908,870 (税込)			(¥	2,652,644,428 (税抜))				
契約年月日	令和8年2月25日									
選定理由	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号による。									

随意契約結果及び契約の内容

工 事 の 名 称	百里（7）施設最適化整備工事（技術協力業務対象工事）
工 事 概 要	<p>（1）#140（5号隊舎）改修 構造：鉄筋コンクリート造 4階建て 規模：建物延べ面積 約3,640㎡</p> <p>（2）仮設建物（5号隊舎）新設 構造：鉄骨造 2階建て 規模：建物延べ面積 約3,910㎡</p> <p>（3）作業所ほか2棟解体 構造：鉄筋コンクリート造 平屋建て 規模：建物延べ面積 約230㎡</p> <p>その他、建物附帯土木工事ほか</p>
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 池田 真人 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
契 約 年 月 日	令和8年2月25日
契 約 業 者 名	百里（6）施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事前田・株木・東洋・常総・秋山最適化事業建設共同企業体
契 約 者 の 住 所	埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目75番地1
契 約 金 額	2,917,200,000円（税込み）
予 定 価 格	2,917,908,870円（税込み）
随 意 契 約 に よ る 事 由	<p>本事案は、当該基地において、複数の施設を集中的に実施していく大型事業であるとともに、その実施に当たっては、自衛隊の運用に支障をきたさない施工計画・仮設計画等が必要となるなど、発注者が最適な仕様を設定できない工事である。このような工事を着実に実施していくためには、仕様の前提となる条件を確定できない早期の段階から、仮設計画や施工を念頭に置いた技術的な知見・ノウハウを設計に反映することが必要である。このため、設計段階から施工者が設計に関与し、施工者の技術を設計に取り入れる技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）を採用し、技術提案を求めた。</p> <p>選定に当たっては、「技術協力業務の実施に関する提案」、主たる事業課題に関する提案として「百里基地における建設工事は、飛行場施設に隣接しており、かつ、狭隘な敷地で建物が密集した中で行われるところ、建設工事を円滑に進捗させるための施工計画の提案」及び「百里基地内における建設工事を実施するにあたり、多数の建物及び長期間の大規模建設工事における、コスト抑制を意識した課題と対応策に関する提案」並びに不測の事態の想定、対応力に関する提案として「百里基地内における建設工事を実施するにあたり、飛行場施設等に対する安全確保の課題と対応策に関する提案」について技術提案を審査した結果、事業目的の達成のために総合的に最も評価の高い技術提案を行った「百里（6）施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事前田・株</p>

	<p>木・東洋・常総・秋山最適化事業建設共同企業体」を優先交渉権者とし、当該技術を反映する業務を契約締結した。</p> <p>本工事は、この技術協力業務を反映した設計・施工計画に基づき工事を行うものであり、優先交渉権者である「百里（6）施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事前田・株木・東洋・常総・秋山最適化事業建設共同企業体」が、本工事を実施することが可能な唯一の者である。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき随意契約を行うものである。</p>
工 事 場 所	茨城県小美玉市
工 事 種 別	建築一式
工 期 （ 自 ）	令和 8 年 2 月 2 6 日
工 期 （ 至 ）	令和11年 3 月 3 1 日
備 考	

百里（7）施設最適化整備工事（技術協力業務対象工事）  
に係る契約者の選定経緯

1 工事概要

（1）発注者

北関東防衛局

（2）工事件名

百里（7）施設最適化整備工事（技術協力業務対象工事）

（3）履行場所

茨城県小美玉市 航空自衛隊百里基地内

（4）工事内容

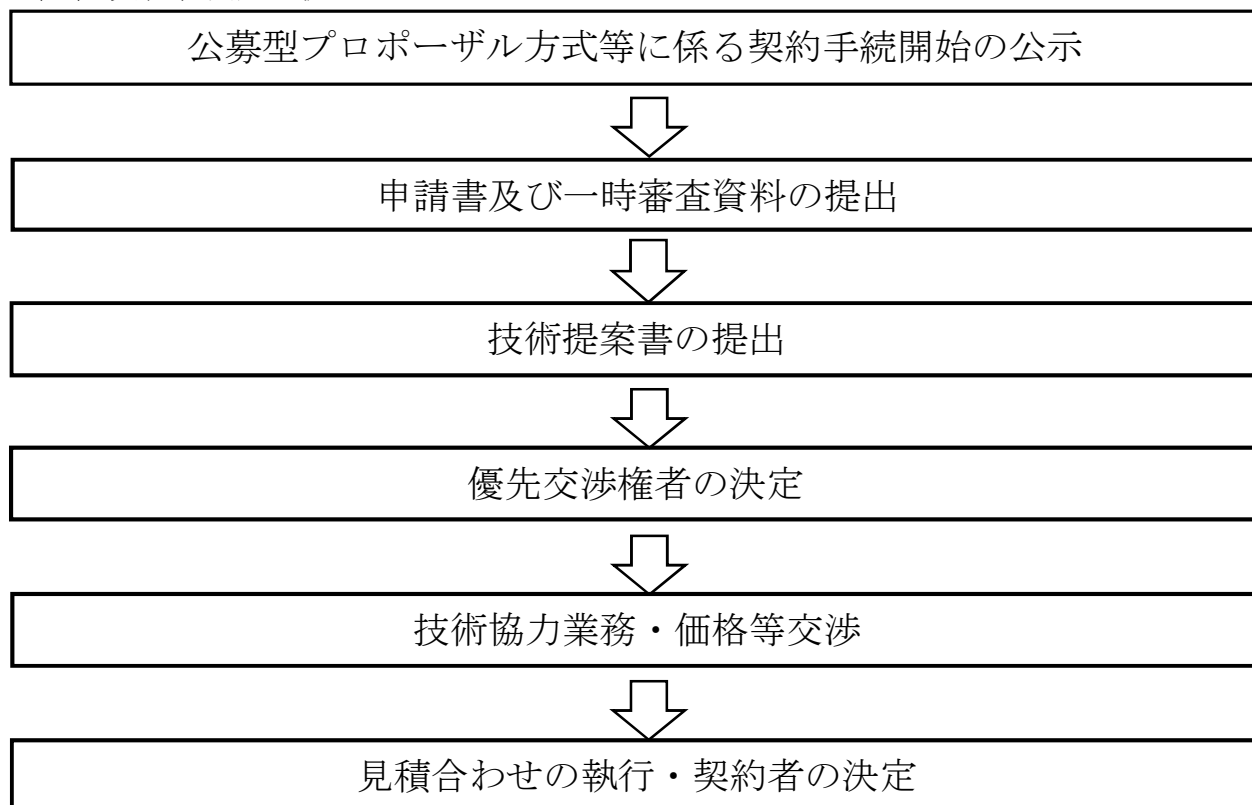
#140〔5号隊舎〕改修（鉄筋コンクリート造4階建て、建物延べ面積：約3,640㎡）、仮設建物〔5号隊舎〕新設（鉄骨造2階建て、建物延べ面積：約3,910㎡）、作業所（鉄筋コンクリート造 平屋建て、建物延べ面積：約230㎡）ほか2棟解体に係る建築工事、土木工事及び設備工事に係る一部工事

（5）工期

契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで

2 契約の経緯

（1）契約者決定の流れ



（2）契約者決定までの主な経緯

契約者決定までの主な経緯は表－1のとおりである。

表－1 契約者決定までの主な経緯

日 付	内 容
令和6年 2月 7日～ 令和6年 2月 9日	技術提案・交渉方式に係る有識者への意見聴取（第1回）
令和6年 3月14日	競争参加資格・指名審査委員会（公示内容確認）
令和6年 3月22日～ 令和6年 3月29日	技術提案・交渉方式に係る有識者への意見聴取（第2回）
令和6年 4月 1日	契約手続開始の公示
令和6年 4月 1日～ 令和6年 4月23日	申請書の提出期間
令和6年 5月16日	競争参加資格・指名審査委員会（技術提案書の提出要請者選定）
令和6年 5月20日	技術提案書の提出要請
令和6年 5月20日～ 令和6年 6月10日	技術提案書の提出期間
令和6年 6月19～ 令和6年 6月20日	技術提案書の提出者に対するヒアリング
令和6年 6月25日～ 令和6年 6月27日	技術提案・交渉方式に係る有識者への意見聴取（第3回）
令和6年 7月 4日	競争参加資格・指名審査委員会（優先交渉権者の選定）
令和6年 7月 8日	優先交渉権者の決定
令和6年 8月 7日	基本協定締結、技術協力業務委託契約
令和6年 9月25日	設計協力協定締結
令和8年 1月 7日～ 令和8年 1月13日	工事における価格等交渉
令和8年 1月16日～ 令和8年 1月22日	技術提案・交渉方式に係る有識者への意見聴取（第4回）
令和8年 1月29日	競争参加資格・指名審査委員会（契約相手方特定）
令和8年 1月30日	特定通知
令和8年 2月19日	見積合せ
令和8年 2月25日	工事請負契約締結

### （3）工事実施者の選定方式

本事案は、当該基地において、複数の施設を集中的に実施していく大型事業であるとともに、その実施に当たっては、自衛隊の運用に支障をきたさない施工計画・仮設計画等が必要となるなど、発注者が最適な仕様を設定できない工事である。このような工事を着実に実施していくためには、仕様の前提となる条件を確定できない早期の段階から、仮設計画や施工を念頭に置いた技術的な知見・ノウハウを設計に反映することが必要で

ある。このため、設計段階から施工者が設計に関与し、施工者の技術を設計に取り入れる技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）を採用することとした。

本方式は、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させ、工事額等を算定したうえで価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結するものである。

#### （４）工事实施者の選定体制

技術提案等の審査・評価は、北関東防衛局の競争参加資格・指名審査委員会に諮ったうえで決定した。

また、審査・評価の中立性・公平性の確保を図るため、下記の学識経験者５名に公示前、技術審査段階、価格等の交渉段階において意見聴取を行った。

表－２ 技術提案・交渉方式に係る意見徴収を行った学識経験者

氏 名	所 属
高 橋 治	東京理科大学 工学部 建築学科 教授
岩 波 光 保	東京科学大学 環境・社会理工学院 教授
小 林 幹	工学院大学 名誉教授
秋 元 孝 之	芝浦工業大学 建築学部 建築学科 教授
中 井 真 人	中井会計税務事務所 公認会計士

### ３ 競争参加資格確認等

#### （１）競争参加資格確認

競争参加資格確認は、競争参加者としての適正な資格と必要な実績を有するかを審査するものである。

#### （２）審査結果

令和６年４月２３日までに２者の応募があり、２者から提出された申請書について資格審査を行った結果、いずれの者も競争参加資格を満たしていた。競争参加資格を有する２者に対し、令和６年５月２０日付で競争参加資格確認通知及び技術提案書の提出要請を行った。

### ４ 技術提案等の審査

#### （１）技術提案の概要

技術提案の審査に当たり、下記の３提案を求めた。

ア 技術協力業務の実施に関する提案

イ 主たる事業課題に関する提案

（ア） 百里基地における建設工事は、飛行場施設に隣接しており、かつ、狭隘な敷地で建物が密集した中で行われるところ、建設工事を円滑に進捗させるための施工計画の提案

（イ） 百里基地内における建設工事を実施するにあたり、多数の建物及び長期間の大

規模建設工事における、コスト抑制を意識した課題と対応策に関する提案  
 ウ 不測の事態の想定、対応力に関する提案

百里基地内における建設工事を実施するにあたり、飛行場施設等に対する安全確保の課題と対応策に関する提案

### (2) 地域貢献度の概要

技術提案以外に競争参加者の地域貢献度について審査することとした。地域貢献度は次の項目について評価した。

#### ア 建設共同企業体の組成

共同企業体の構成員に地元企業が含まれる場合に評価

#### イ 地元企業の採用

県内下請け業者への発注予定金額の割合に応じて評価

### (3) 審査の概要と結果

技術提案書及び地域貢献度に関する資料は、2者すべてから提出があった。2者に対してこれら进行评估し、技術協力業務及び価格交渉を行う優先交渉権者1者及び次順位以下の交渉権者を決定した。技術提案の評価は、各者60分のヒアリングを実施し技術提案内容の確認を行ったうえで、上述の提案項目に関する提案内容を審査することで行った。

なお、公示後、技術提案書等の作成に関する質問期間（令和6年4月1日～令和6年7月8日）に、5件の質問を受領・回答している。

審査にあたっての評価基準及び配点は表-3、審査結果は表-4及び表-5のとおりである。

表-3 評価基準及び配点

評価項目				配点
(1)技術協力業務に関する提案	(a) 技術協力業務の実施に関する提案	理解度	業務目的、現地条件、与条件の内容理解度について、以下である場合に優位に評価する。 ・業務目的、現地条件、与条件に対して、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が高い場合	10
		実施手順及び実施体制	業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。 ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合 ・業務工程で与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である場合	10

			・本業務の内容、規模に対して十分（具体的）な実施体制が確保されている場合	
（２）主たる事業課題に関する提案	（b）百里基地における建設工事は、飛行場施設に隣接しており、かつ、狭隘な敷地で建物が密集した中で行われるところ、建設工事を円滑に進捗させるための施工計画の提案	的確性	・建設工事は飛行場施設に隣接しており、かつ、狭隘な敷地で建物が密集した中で行われるところ、多数の工事が同時期に進行する中、円滑に工事を進捗させるために有効な提案があった場合に優位に評価する。	30
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	15
	（c）百里基地内における建設工事を実施するにあたり、多数の建物及び長期間の大規模建設工事における、コスト抑制を意識した課題と対応策に関する提案	的確性	・建替や改修、その他工事に関連して必要となる仮設物等を効率的に調達・転用するなどコスト抑制のために有効な提案がある場合に優位に評価する ・建設資材や機械・機材を効率的に調達・転用するなどコスト抑制のために実効性、実績及び効果を考慮した提案がある場合に優位に評価する。	30
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、コスト抑制を意識した内容となっており、裏付けがある等の場合	15
（３）不測の事態の想定、対応力に関する提案	（d）百里基地内における建設工事を実施するにあたり、飛行場施設等に対する安全確保の課題と対応策に関する提案	的確性	・工事期間中、飛行場施設周辺で多数の工事が行われることから、滑走路、誘導路等の飛行場施設や航空機に対する飛散物及び立入りを含めた安全確保に関して有効な提案がある場合に優位に評価する。	20
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記	10

			述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	
小 計				140
その他	地域 貢献 度	共同企業 体の組成	共同企業体の構成員に地元企業が含まれる場合	10
			単体の場合又は共同企業体の構成員に地元企業が含まれない場合	0
		地元企業 の採用	構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内 下請業者への発注予定金額が請負金額の60%以上	10
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内 下請業者への発注予定金額が請負金額の50%以上 55%未満	8
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内 下請業者への発注予定金額が請負金額の50%以上 55%未満	6
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内 下請業者への発注予定金額が請負金額の40%以上 50%未満	4
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内 下請業者への発注予定金額が請負金額の30%以上 40%未満	2
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内 下請業者への発注予定金額が請負金額の20%超3 0%未満	0
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内 下請業者への発注予定金額が請負金額の20%以下	欠格
小 計				20
合 計				160

表－4 審査結果

		A社	B社	
評価項目 (a)	理解度	8	8	
	実施手順及び実施体制	8	8	
評価項目 (b)	的確性	18	18	
	実現性	6	9	
評価項目 (c)	的確性	18	18	
	実現性	9	6	
評価項目 (d)	的確性	16	16	
	実現性	8	8	

小 計		9 1	9 1	
地域貢献度	共同企業体の組成	1 0	1 0	
	地元企業の採用	1 0	1 0	
小 計		2 0	2 0	
合 計		1 1 1	1 1 1	
防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値		2. 0 1 1	1. 7 9 7	
審査結果		優先交渉権者		

凡例)

A社：百里（6）施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事前田・株木・東洋・常総・秋山最適化事業建設共同企業体

B社：百里（6）施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事東急建設・鈴縫工業最適化事業建設共同企業体

表－5 審査結果（技術提案・個別評価）

		A社	B社	
評価項目 (a)	理解度	A'	A'	
	実施手順及び実施体制	A'	A'	
評価項目 (b)	的確性	B	B	
	実現性	B'	B	
評価項目 (c)	的確性	B	B	
	実現性	B	B'	
評価項目 (d)	的確性	A'	A'	
	実現性	A'	A'	

凡例)

評価項目（a）

理解度

A：業務目的、現地条件、与条件について適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が特に高い。

A'：業務目的、現地条件、与条件について適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が高い。

B：業務目的、現地条件、与条件について整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が評価に値する。

B'：業務目的、現地条件、与条件について記載があるが、内容が一般的である。

C：業務目的、現地条件、与条件について記載があるが、内容が不明確である。

－：業務目的、現地条件、与条件について記載がない、または内容が不適切である。

## 実施手順及び実施体制

- A : 実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、適切かつ具体的に整理されており、内容が特に優れている。
- A' : 実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、適切かつ具体的に整理されており、内容が優れている。
- B : 実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、整理されており、内容が評価に値する。
- B' : 実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、記載があるが、内容が一般的である。
- C : 実施手順及の妥当性及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、記載があるが、内容が不明確である。
- : 実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、記載がない、または内容が不適切である。

## 評価項目 (b)、(c)

### 的確性

- A : 提案内容が、評価基準に照らし特に効果の高い提案である。
- A' : 提案内容が、評価基準に照らし効果の高い提案である。
- B : 提案内容が、評価基準に照らし有効な提案である。
- B' : 提案内容が、評価基準に照らし一般的である。
- C : 提案内容が、評価基準に照らし不明確である。
- : 提案内容が、評価基準に照らし不適切である。

### 実現性

- A : 評価基準に照らし、提案内容について、実現性が特に高いと認められる十分な裏付けがある。
- A' : 評価基準に照らし、提案内容について、実現性が高いと認められる裏付けがある。
- B : 評価基準に照らし、提案内容について、実現性が認められる裏付けがある。
- B' : 評価基準に照らし、提案内容について、実現性が認められない部分がある。
- C : 評価基準に照らし、提案内容について、実現性が認められない部分が多い。
- : 評価基準に照らし、提案内容について、実現性が認められない。

## 評価項目 (d)

### 的確性

- A : 提案内容が、評価基準に照らし特に効果の高い提案である。
- A' : 提案内容が、評価基準に照らし効果の高い提案である。
- B : 提案内容が、評価基準に照らし有効な提案である。
- B' : 提案内容が、評価基準に照らし一般的である。
- C : 提案内容が、評価基準に照らし不明確である。

ー：提案内容が、評価基準に照らし不適切である。

#### 実現性

A：実施事例や類似事例の記述があり、提案に対する実現性が特に高いと認められる十分な裏付けがある。

A'：実施事例や類似事例の記述があり、提案に対する実現性が高いと認められる裏付けがある。

B：実施事例や類似事例の記述があり、提案に対する実現性が認められる裏付けがある。

B'：実施事例や類似事例の記述があり、提案に対する実現性が認められない部分ある。

C：実施事例や類似事例の記述があり、提案に対する実現性が認められない部分が多い。

ー：実施事例や類似事例の記述がない、または提案に対する実現性が認められない。

### 5 価格等交渉

#### (1) 実施方法

発注者及び優先交渉権者で技術協力業務の契約を締結するに当たり、設計業務及び技術協力業務完了後の工事契約に向けた価格等の交渉に関する基本協定を令和6年8月7日に締結した。

#### (2) 経過

基本協定に基づき、工事契約に関して優先交渉権者と2回の価格等交渉を実施した。

主な経過は以下のとおりである。

【第1回】令和8年1月 7日

優先交渉権者から提出された建築工事、土木工事、設備工事の各見積書について、見積書の積算条件、施工条件、積算数量、積算基準、施工方法を確認した。

【第2回】令和8年1月13日

当局で同様の積算条件で積算を行った結果、著しく乖離していないことを確認した。参考額との乖離に関して見積条件の見直しについて交渉し、合意条件を確認した。

上記2回の価格等交渉を踏まえ、発注者において優先交渉権者の価格の妥当性を確認したことから、令和8年1月16日から令和8年1月22日の間で、技術提案・交渉方式に係る学識経験者に価格等交渉結果について報告、価格交渉結果及び交渉成立の妥当性が確認された。

#### (3) 価格の妥当性の検証について

優先交渉権者から提出された工種毎における見積額の妥当性の検証については、以下のとおり行い、見積り条件やヒアリング等により確認し、その内容の妥当性が認められた。

①単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、原則、物価誌等で公表している統一単価及び市場単価を使用していることを確認した。

②優先交渉権者の見積額については、積算基準等と著しく乖離していないこと。根拠として信頼性のある資料が確認でき、その内容の妥当性が認められるか確認した。

(4) その他

価格等交渉の過程で決定した施工条件等については、特記仕様書に記載し契約に反映させた。

(5) 見積合わせ

実施日時 令和8年2月19日

6 契約相手方の決定

(1) 工事件名

百里(7)施設最適化整備工事(技術協力業務対象工事)

(2) 契約者

百里(6)施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事前田・株木・東洋・常総・秋山最適化事業建設共同企業体

(3) 工事請負契約締結日

令和8年2月25日

(4) 契約金額

予定価格 2,917,908,870円(消費税及び地方消費税を含む)

契約金額 2,917,200,000円(消費税及び地方消費税を含む)

7 有識者への意見徴収の経緯

本工事の手続きにあたっては、中立かつ公正な審査を行うため、学識経験者に、全4回の意見聴取を行った。

意見徴収日及び意見聴取事項等は以下のとおり。

【第1回意見徴収(公示前①)】

(1) 意見徴収日:令和6年2月7日~令和6年2月9日

(2) 意見聴取事項

① 技術提案・交渉方式の適用の可否について

② 契約手続きの流れ

(3) 主な意見

・技術提案・交渉方式の適用について、本事業に適用することは妥当と判断できる。

【第2回意見徴収(公示前②)】

(1) 意見徴収日:令和6年3月22日~令和6年3月29日

(2) 意見聴取事項

① 技術提案範囲・項目・評価基準について

② 参考額の設定方法について

③ 交渉手続について

(3) 主な意見

- ・技術提案範囲・項目・評価基準について、適切である。
- ・技術提案の項目については、妥当であると判断する。

**【第3回意見徴取（技術審査段階）】**

(1) 意見徴収日：令和6年6月25日～令和6年6月27日

(2) 意見聴取事項

- ① 審査結果について
- ② 価格等の交渉手順について

(3) 主な意見

- ・技術提案の評価内容について、妥当である。
- ・評定が客観的に、また、公平に為されたものと判断する。

**【第4回意見徴取（価格等の交渉段階）】**

(1) 意見徴収日：令和8年1月16日～令和8年1月21日

(2) 意見聴取事項

- ① 価格等の交渉経緯について
- ② 価格等の交渉の合意内容について
- ③ 予定価格の算定方法について
- ④ 公表資料について

(3) 主な意見

- ・価格等の交渉段階における合意内容等について、妥当と判断できる。
- ・プロセスについては、妥当であることを確認するとともに、実勢価格との乖離がある場合は、優先交渉権者の見積を採用するなど、その算定方法及び算定結果は妥当であることを確認した。
- ・交渉の結果、得られた価格は妥当であると判断できる。

以 上